

年金定期預金規定〈通帳式・証書式〉

1. (預入れの最低金額、期間)

年金定期預金（以下「この預金」といいます。）の預入れは一口 10 万円以上とし、期間は 1 年とします。

2. (預金の支払時期等)

この預金は、通帳（または証書）記載の満期日以降に利息とともに支払います。

3. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳（または証書）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以降にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以降の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を第 4 条第 1 項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

① 6 か月未満

解約日における普通預金の利率

② 6 か月以上 1 年未満

以下 A、B のいずれか高い方

A 約定利率×50%

B 解約日における普通預金の利率

(4) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはありません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して通帳（または証書）とともに当店に提出してください。

5. (規定の追加および読替規定)

この預金はこの規定および「各定期預金共通規定」により取扱います。

以 上